

令和6年度 西原村職員採用試験【追加募集】のご案内

【令和7年4月1日採用予定】

西原村では、令和6年度職員採用試験を次の要領で実施します。

◆受付期間

11月1日（金）～11月22日（金）

◆第1次試験日 12月8日（日）

◆試験職種と採用予定人数

●一般事務（社会人）：2人程度

1 受験資格

（1）年齢及び資格要件

職種	年齢及び免許・資格等
一般事務（社会人）	次のすべてに該当する人 (1) 昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 (2) 民間企業等における職務経験が直近5年のうち、通算3年以上ある人

《職務経験について》

- ・職務経験年数の直近10年の基準日は、令和6年9月30日現在とし、対象となる期間は「令和元年10月1日から令和6年9月30日まで」です。
- ・職務経験とは、会社員、公務員、団体職員、自営業者などとして1週間当たりの所定労働時間が30時間以上従事した期間が該当します。ただし、産前産後休暇期間を含み、育児休業、病気等による休業・休職期間は含みません。
- ・同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職務が対象となります。また、学歴（通信、定時制を除く。）と重複する期間は含みません。
- ・最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等を提出していただきますので、提出可能かどうか、予めご確認ください。提出できない場合は、受験資格の職務経験年数とは認められません。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 西原村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 受験手続

(1) 受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月22日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
- ・郵送の場合は、令和6年11月22日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 申込先

西原村役場 総務課 職員係 電話 096-279-3100
〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

(3) 申込方法

- ・西原村発行の申込用紙、職務経歴書に必要事項を記入し、前記申込先に郵送又は持参してください。
- ・郵送する場合は、受験票の返信用として110円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記)を同封し、表に「西原村職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便にして送付してください。

(4) 申込用紙の請求

【直接受け取る場合】

申込用紙は、西原村役場総務課に用意しています。

【郵送により請求する場合】

封筒の表に「西原村職員採用試験申込請求」と朱書きし、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4サイズが入るもの)を同封のうえ、西原村役場総務課へ請求してください。

【インターネットからダウンロードする場合】

西原村のホームページにアクセスして試験案内と申込書等をダウンロードしてください。

<https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>

(5) 受験票の交付

申込者には受験票を交付します。

郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和6年11月29日(金)までに受験票が届かないときは、西原村役場総務課に問い合わせてください。

3 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験場	合格発表
第1次試験	令和6年 12月8日(日) 午前8時30分	西原村	西原村役場	12月下旬頃合格者のみに通知するほか、西原村役場掲示板及び村ホームページに掲示
第2次試験	令和7年 1月実施予定			1月中に合格者、不合格者ともに通知するほか、合格者は西原村役場掲示板及び村ホームページに掲示

(注) 第1次試験の際は、受験票と筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)を持参すること。
時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りません。また、携帯電話等を時計として使用することはできません。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

職種	区分	出題内容
一般事務 (社会人)	職務能力試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題)
	職務適応性検査 (20分)	職務への適応性を性格傾向の面からみるもの(150項目)
	作文試験(60分)	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験

(備考)・教養試験、職務能力試験において、一定の合格点(基準)に達していない人は、他の試験の成績にかかわらず不合格となります。
・作文試験は第1次試験で実施しますが、第1次試験の可否の評価には含まれず、第2次試験の可否の評価に含まれます。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行います。

区分	内容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験を途中で棄権した場合は、不合格となります。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載されます。主に令和7年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された人の中から採用者を決定しますが、欠員等の状況により、令和7年4月1日より前に本人の同意を得たうえで採用する場合があります。

また、この名簿の有効期間は、原則として最終合格決定の日から令和8年3月31日までです。

なお、受験資格がないこと(受験資格を証明する書類等が提出できず確認が取れない場合等)、又は採用試験申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 初任給は、原則として次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

職種	初任給
一般事務（社会人）	216,700 円程度（高卒・職務経験 15 年の場合）

※上記の金額はあくまでも目安で、学歴、経歴等により別途算定される場合があります。

※このほか、条例等の定めにより通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。また、給与改定等により額が変動する場合があります。

6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験した本人に限り以下のとおり情報の提供を求めることができます。受験者本人が①受験票又は可否通知書と②本人であることを確認できるもの（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、提供期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日、祝日は提供できません。

なお、電話、郵便等による情報の求めに対しては提供できませんので、ご注意ください。

試験	提供を求めることができる人	提供内容	提供期間	提供場所
第 1 次試験	第 1 次試験 受 験 者	科目別得点 総合得点 総合順位	各試験の合格発表の翌日から 1 か月間	西原村役場 総務課
第 2 次試験	第 2 次試験 受 験 者			

7 試験についての問い合わせ先

西原村役場 総務課 職員係 電話 096-279-3100

所在地 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 （〒861-2492）